平成３０年（フ）第３１号
群馬県前橋市荻窪町501番地４　アルカディア　101号
債務者　星野　淳子
1　決定年月日時　平成30年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１８４９号
埼玉県新座市西堀２丁目９番25号
債務者　吉本　武司
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１０８号
埼玉県川口市柳崎５丁目19番39号　シルクロード東浦和101
債務者　福士　酉輝
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１２９号
埼玉県上尾市本町５丁目５番17―１号
債務者　佐藤　恭子
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１３４号
さいたま市北区本郷町252番地１　プレステージ本郷102
債務者　山岸　　楽
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１４５号
さいたま市桜区田島８丁目４番27―202号、旧住所さいたま市桜区田島５丁目22番26号サンシティ西浦和202号
債務者　匂坂　　光
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１６８号
さいたま市北区宮原町４丁目116番地14　シティパル宮原202号
債務者　沢田　　誠
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１７３号
埼玉県加須市馬内88番地１　有山馬内ハウス３号棟、旧住所埼玉県加須市土手１丁目１番12号　ハイツ小川101号
債務者　山本三紀夫
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３０号
埼玉県三郷市彦成３―７―１―606、住民票上の住所千葉県柏市逆井476番地35
債務者　坂本　英章
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第３４号
埼玉県春日部市中央８丁目１番地８　ウィンザーパレスＮｏ．１―204号
債務者　小林　浩幸
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第６０号
埼玉県春日部市南４丁目22番18号　パラシオン206号
債務者　オバボロ麻喜（旧姓石原）
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１０６号
埼玉県草加市谷塚仲町403番地27　浅見コーポ101号、旧住所埼玉県草加市谷塚上町423番地１　ラフォーレ谷塚103号
債務者　宮代　直美
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第８１号
埼玉県川越市新宿町５丁目12番地２（ファインドエル２新宿702号室）
債務者　小林　義近
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２７号
相模原市緑区太井123番地12
債務者　崎濱トーレスこと　サキハマ　トーレス　マニュエル
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第４６号
神奈川県座間市相武台３丁目27番46―202号フジヤマンション
債務者　永嶋　正信
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第４９号
相模原市中央区東淵野辺１丁目９番17号ラ・ルーチェＡ号棟
債務者　北村　直洋
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部